

# 情報公開制度

## 情報公開制度について

富士川町では町民の皆さんと行政との信頼関係を深め、公正な行政の運営が図られることを目指し、情報公開制度を実施しています。

## 情報公開制度とは

情報公開制度とは、富士川町が保有している様々な公文書を町民の皆さまからの請求によって開示する制度です。

## 請求できるかた

- 町の区域内に住所がある人
- 町の区域内に事務所や事業所がある個人、法人、団体
- 町の区域内の事務所や事業所に勤務している人
- 町の区域内の学校に在学している人
- 町の事務事業に利害関係のある人

## 請求できる機関

- 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員、議会

## 公開請求できる情報

実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう）

## 公開できない情報

- 法令若しくは条例の定めによって、開示することができない情報
- 特定の個人が識別することができる情報
- 法人等に明らかに不利益を与えると認められる情報
- 公開することにより、人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防、捜査の安全と秩序の維持に支障が生じる情報
- 町の機関や国、県の事務事業の公正かつ適正な遂行に支障が生じる情報

## 請求の手続き

富士川町役場財務課行政担当にて請求を受け付けています。

## 費用

文書、図面、写真の写し（白黒）	1枚につき	10円	（A列4番まで）
文書、図面、写真の写し（白黒）	1枚につき	20円	（A列3番まで）
文書、図面、写真の写し（多色）	1枚につき	50円	（A列4番まで）
文書、図面、写真の写し（多色）	1枚につき	80円	（A列3番まで）
フィルム（ネガフィルム）	1枚につき	30円	（縦89mm、横127mm）
フィルム（ポジフィルム）	1枚につき	120円	（縦89mm、横127mm）

## 公文書公開方法

公開の決定通知を受けた場合は、指定された日時、場所で情報や写しの交付を受けることができます。

## 非開示決定に不服がある場合

非開示決定などに不服がある場合は実施機関に対して不服申立てをすることができます。この申立てに応じて、有識者からなる情報公開審査会が公平な審査を行います。

## お問い合わせ先

富士川町役場財務課行政担当  
（本庁舎2階）

TEL 0556-22-7201